



第10号

平成24年4月
～新生活スタート号～

中央地区 コミュニティ通信

発行：中央コミュニティセンター
(地域行政センター)
大野城市中央1-5-1
TEL：573-3151
FAX：573-3154



コミュニティセンターの ホームページが完成しました!!

4月1日(日)から、市内各コミュニティセンターのホームページが開設されました。

施設の利用案内や、コミュニティセンターで行われるイベント情報などをはじめ、地域活動に積極的に参加したい人と地域の困っている人とを結び「使ってバンク」(平成24年度開始予定事業)の情報をインターネット上から検索できるシステムや、地域の人々の声を意見交換する「みんなの声」など、地域の皆さんとのネット上での交流の拠点となる様々なコンテンツを用意しています。また、このコミュニティ通信のカラー版バックナンバーもご覧いただけます。ぜひ、一度アクセスして下さい。

アドレス → <http://onojo-com.info/chuou/>



ようこそ！ 中央コミュニティへ！

この春からの新生活を迎えるにあたり、新たに大野城市内へ引っ越しされてきた方も多く多いことと思います。大野城市内には4つのコミュニティセンターがあり、そのうち、中央地区と呼ばれるこの地域には中央コミュニティセンターがあります。ちょっと解りにくい場所にありますが、JR大野城駅と西鉄白木原駅のちょうど真ん中あたりにあるのでアクセスは抜群です。コミュニティセンターについての詳しい情報は、左記のホームページをご覧ください。皆さんもぜひ、中央コミュニティセンターへお越しになりませんか？

◆コミュニティセンターで戸籍(謄抄)本・附票)の発行を開始しました。

市内4カ所のコミュニティセンター内にある地域行政センターでは、住民票の発行などの業務を行っています。4月1日(日)から戸籍(謄本・抄本・附票)の発行業務を開始しました。市役所の業務時間外である夜間や土・日曜、祝日も受付しています。

●発行できる証明書

- ◇戸籍(戸籍謄本・抄本・附票)
- ◇住民票の写し(住民票謄本・抄本)
- ◇印鑑登録証明書
- ◇登録原票記載事項証明書(外国人登録)
- ◇税務証明書(所得証明・市県民税納税証明)

※本籍が大野城市ではない方の戸籍は、取り扱いできません(戸籍は本籍地での発行となります。また、詳しい本籍地が不明の場合は、本籍地記載の住民票で確認できます)。

※住民票コード記載の住民票、住民票記載事項証明書は、コミュニティセンターでは発行できません(市役所での発行のみとなります)。

※印鑑登録証明書の発行には、市民カードまたは印鑑登録証が必要です。

※所得が無かったことの申告手続きをされていない方は、所得のデータが反映されていないために税務証明書を発行できません。その場合は、市役所市税課へお尋ね下さい。

※本人以外の方が税務証明書を請求される場合は、家族であっても委任状が必要です。

●上下水道料金のお支払い

必ず納付書をお持ちください。納付書が無い場合はお引き受けできません。

●受付時間

毎日午前9時～午後9時
※ただし、休館日は除きます。

●お問い合わせ

地域行政センター ☎573-3151

◆コミュニティセンター等の使用料が変更になりました。

「大野城市コミュニティ関連公共施設使用料見直し検討委員会」や市民の意見を踏まえ、平成24年4月からコミュニティセンターや学校開放施設、都市公園などの使用料(照明料・冷暖房料・備品使用料も含む)が変更になりました。

●変更のポイント

- ◇消費税が内税になりました。
- ◇利用者の負担軽減のため、平成26年4月、平成28年4月と、三段階に分けての変更となります。

●主な室・場の使用料変更内容

室・場名	平成24年 3月まで	平成24年 4月～	平成26年 4月～	平成28年 4月～
ふれあいホール	210円	240円	280円	320円
多目的室	210円	230円	250円	270円
研修室1	94円	100円	110円	110円

- ◇上記の表に掲載していない室・場の使用料も変更になります。
- ◇平成24年3月までの金額には、比較のため消費税を含む金額を表示しています。
- ◇3月中の予約(支払済み)については旧料金とします。
- ◇3月中の予約(支払済み)であっても4月以降に変更受付される場合は、旧料金から新料金扱いとなります。

●お問い合わせ 中央コミュニティセンター ☎573-3127

◆コミュニティセンター 休館日のお知らせ

毎月第3火曜日は休館日です。
4月の休館日は、17日(火)、
5月の休館日は、15日(火)です。